



# 令和7年度 世田谷区育児休業代替任期付職員

## (土木造園(土木)／建築・Ⅰ類)採用選考案内

令和7年7月  
世田谷区

「育児休業代替任期付職員」とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定に基づき、育児休業を取得する職員の代替職員として、職員の育児休業の請求期間を限度に、あらかじめ任期を定めて採用される常勤職員のことです。

なお、勤務条件(勤務時間、休暇、服务等)については、任期が定められていること以外は、原則として、任期の定めのない常勤職員と同様の扱いとなります。

### 1 採用予定時期

令和7年11月1日から令和8年10月31日まで(随時)

※合格者は採用候補者となり、職員の育児休業の取得状況に応じて採用します。

取得状況によっては、採用されない場合があります。

### 2 職種及び採用予定数等

| 職種       | 採用区分 | 採用予定数 | 主な職務の内容                 |
|----------|------|-------|-------------------------|
| 土木造園(土木) | Ⅰ類   | 若干名   | 土木に関する計画、設計、工事・施行監督等の職務 |
| 建築       | Ⅰ類   | 若干名   | 建築に関する計画、設計、工事監督等の職務    |

(※) 主な勤務先は、世田谷区役所等になります。勤務場所は、敷地内禁煙です(一部屋外に喫煙場所あり)。

### 3 受験資格

日本国籍を有し、平成15年11月1日までに生まれた方。

ただし、地方公務員法で選考を受けることができないとされる方(3ページ参照)及び現在世田谷区の常勤職員(教育公務員、臨時的任用職員及び任期付職員を除く。)である方は受験できません。

### 4 任用期間

概ね6か月以上3年未満

- 代替する職員の育児休業請求期間に応じて採用時に決定します。

## 5 選考内容

### (1) 第1次選考

|      |                                                                               |
|------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 選考方法 | 作文（800字程度）<br>※課題は、8月下旬に応募者あて求人サイト上で別途お知らせします。なお、提出いただいた作文は二次選考の参考にさせていただきます。 |
| 結果発表 | 令和7年9月上旬（予定）<br>※合否に関わらず、求人サイトを通じて第1次選考受験者全員にお知らせします。                         |

### (2) 第2次選考

|      |                                               |
|------|-----------------------------------------------|
| 選考日  | 令和7年9月中旬までで指定する1日                             |
| 選考会場 | 世田谷区役所<br>※第1次選考合格者に対して詳細をお知らせします。            |
| 選考方法 | 個別面接                                          |
| 合格発表 | 令和7年10月上旬（予定）<br>※合否に関わらず、第2次選考受験者全員にお知らせします。 |

## 6 申込方法

原則、インターネットから申し込んでください。

求人サイト（土木造園は <https://public-connect.jp/job/7620>、建築は <https://public-connect.jp/job/7621>）から手続きしてください。

#### 【申込期間】

令和7年7月22日（火曜日）～令和7年8月18日（月曜日）（午後5時まで受信有効）

## 7 勤務条件等

### (1) 給与等（令和7年4月1日現在）

| 採用区分        | 初任給月額       | 各種手当                          |
|-------------|-------------|-------------------------------|
| 土木造園（土木）・建築 | 約 264,000 円 | 扶養手当・住居手当・通勤手当・<br>期末手当・勤勉手当等 |

- ①採用前の職務経験等があれば、一定の基準により加算されます。
- ②要件を満たした場合は、昇給があります。
- ③上記初任給月額には、地域手当（給料月額の20%）が含まれています。
- ④上記の初任給月額及び各種手当について、採用されるまでに条例等の改正が行われた場合には、その定める額によります。

### (2) 勤務時間等

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 勤務日     | 原則として月曜日から金曜日まで（4週8休制）                |
| 勤務時間    | 原則として午前8時30分から午後5時15分まで（うち1時間の休憩時間あり） |
| 週休日及び休日 | 原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始              |

### (3) 年次有給休暇等

年次有給休暇は1年度につき20日付与されます。採用日によって付与日数が異なります。

その他慶弔休暇、夏季休暇等があります。ただし、育児休業及び育児短時間勤務制度を取得することはできません。

### (4) 服務

任用期間中は、営利企業への従事制限など地方公務員法の服務に関する規程が適用されますので、現在民間企業等に勤務している場合は、一度退職する必要があります。

任期満了後に再び同じ民間企業等に就職することについての制限はありませんが、任期付職員として世田谷区で勤務した内容に関して、守秘義務が課されます。また、退職後に世田谷区に便宜を要求するなどの働きかけを行うことは禁止されています。

## 8 参 考

### 【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

### 【個人情報の取扱いについて】

個人情報については、世田谷区個人情報保護条例に基づき適切に管理しています。提出された書類やそれに基づき作成した資料等は厳重に管理するとともに、採用選考以外の目的では使用しません。また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄します。

### 【申込み・問い合わせ先】

所在地：〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

交通：東急世田谷線 松陰神社前駅・世田谷駅（徒歩5分）

ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp>

世田谷区総務部人事課人事係（区役所東棟5階）

電話：03（5432）2101（直通）

FAX：03（5432）3009